

令和7年山武市教育委員会会議第7回定例会会議録

1. 日 時 令和7年7月17日（木）午後2時00分開会
2. 場 所 教育委員会会議室
3. 招集者 山武市教育委員会 教育長 内田 淳一
4. 議 題

議決事項

- 議案第1号 令和8年度教科用図書採択について

報告事項

- 報告第1号 令和7年度山武市少年海外派遣支援事業について
- 報告第2号 令和7年度千葉県教育功労者表彰候補者の推薦について
- 報告第3号 令和7年8月の行事予定について
- 報告第4号 山武市立図書館規模適正化計画（案）について

出席委員	教育長	内田	淳一
	教育長職務代理者	木島	弘喜
	委員	北田	昭雄
	委員	鈴木	智子
	委員	相葉	英樹
	委員	伊藤	範子

出席した職員の職及び氏名

教育部長	今関	正典
教育総務課長	坂本	あゆみ
子ども教育課長	高橋	和雄
子ども教育課指導室長	藤田	幸之介
施設整備課長	高山	義則
生涯学習課長	渡辺	幹夫
スポーツ振興課長	松本	清
図書館長	大石	由香

事務局

教育総務課総務企画係長	山倉	郁生
教育総務課総務企画係主任主事	市東	和洋
教育総務課総務企画係主事補	庄司	敦美

◎開 会 午後 2 時00分

教育長 それでは、ただいまから山武市教育委員会会議令和 7 年第 7 回定例会を開会いたします。

議事に入る前に、事前に配付した議事日程について、教育委員会会議規則第 8 条の規定によりまして、変更したいと考えておりまして、お諮りしたいと思います。

議案第 2 号の山武市立図書館規模適正化計画（案）についてを削除し、報告第 4 号として、山武市立図書館規模適正化計画（案）についてというように、議事日程を追加したいと思います。が、異議ありませんでしょうか。

（「異議ございません。」の声あり）

教育長 それでは、議案第 2 号を削除、報告第 4 号の資料配付をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、進めたいと思います。

◎日程第 1 会議録署名人の指名

教育長 日程第 1、会議録署名人の指名を行います。

今回は、鈴木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

鈴木委員 お願いします。

◎日程第 2 会議録の承認

教育長 続いて、日程第 2、令和 7 年第 6 回定例会の会議録を事前に配付させていただきましたが、異議ありませんでしょうか。

（「異議ございません。」の声あり）

教育長 異議がないようですので、承認いたします。

◎日程第 3 教育長報告

教育長 続いて、日程第 3、教育長報告です。資料の 1 ページになります。表の主なものをご説明いたします。

6 月 21 日、市の青少年相談員主催で、青少年のつどい大会、これはドッジボール大会ですが、小学校 3 年生と 4 年生の部が開催されました。市内の小学校から 17 チーム 200 人以上の児童が参加

し、大変盛り上がりを見せておりました。12月には、5、6年生の部も開催される予定です。かつて学校で行っていた活動を外部に委託する意味でも、また、児童の球技種目に対する運動要求に応えるという意味でも、大変よい機会になっていると考えます。

6月25日、“社会を明るくする運動”山武市推進委員会が開催されました。本年度の計画が審議され、その後、保護観察官の里見さんの講演がありました。内容は、更生保護制度に関する現状についてでありまして、この制度が保護司や更生保護女性会など多くのボランティアによって支えているということについてお話をいただきました。

続いて、6月26日、令和7年度第1回の山武市学校のあり方検討委員会が開催されました。

6月27日、県の生涯学習審議会が開催され、私が委員として参加をいたしました。令和7年度の社会教育団体への補助金交付に係る協議、それと、千葉県子どもの読書活動推進計画の原案についての協議を行いました。

6月28日、子ども支援千葉県連絡会の代表委員会が開催され、私が県の都市教育長協議会からの選出ということで、委員として参加しました。この団体は、県の市町村教育委員会連絡協議会や、都市教育長協議会や、また、校長会など、21の県内教育団体が参加しておりまして、国や県に教育予算の拡充等を要望するというような活動を行っているところです。

6月28日、山武郡市民スポーツ大会の山武市代表選手の激励会が開催されました。各選手団から、大会に向けての意気込みが表明されました。

6月30日、県の都市教育長協議会が開催され、分科会に分かれて、令和8年度県の教育予算に関する要望等についての協議をいたしました。

7月2日、市の海外派遣団の結団式が開催されました。参加する中高生16名の研修生が初めて顔を合わせて、その後、研修会を行いました。

7月8日、校長会議と校長研修が開催され、県の教育委員会から金親副参事をお招きし、千葉県教育の現状についてという講話をいただきました。

7月10日、第2回の社会教育委員会議が開催され、市立図書館の規模適正化計画（案）について、教育委員会から諮問しましたので、それに対する答申案を協議しました。

7月12日、山武市郷土芸能保存団体連絡協議会の総会が開催され、新しい役員が選出されました。

そのほかは表に記載のとおりでございます。

質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長

ないようですので、続いて、本日の議題について申し上げます。

本日の議題は、先ほどお諮りしたように、議決事項として、議案第1号の1件、報告事項として、報告第1号から第4号の4件となります。

そのうち報告第2号は、教育委員会会議規則第12条第1項第3号の個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれが事項に該当することから、非公開としたいのですが、よろしいでしょうか。賛成の委員の皆さん、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手全員です。よって、報告第2号は非公開といたします。

◎日程第4 議決事項

○議案第1号

教育長

続きまして、日程第4、議決事項に入ります。

議案第1号、令和8年度教科用図書の採択についてです。

事務局から議案の説明をお願いします。

子ども教育課長。

子ども教育課長

それでは、私から、議案第1号、令和8年度使用の教科用図書の採択についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、令和8年度使用に係る学校教育法第34条及び同法附則第9条に規定する教科用図書について、令和7年度教科用図書山武採択地区協議会の選定に基づいて採択を求めるものです。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に規定されているとおり、令和8年度に山武市内の小中学校で使用する教科用図書は、本年度の教科用図書山武採択地区協議会における協議の結果に基づいて本市教育委員会で審議・採択し、最終的に山

武採択地区で共同採択される流れとなっております。

教科用図書とは、小学校、中学校での教科の学習において、主たる教材として使用される児童または生徒用図書であり、その教科用図書には、文部科学省検定済み教科書や文部科学省著作の教科書、学校教育法の附則第9条に定められた一般図書が使用されます。

今回ご審議いただきたい内容は、ホチキス留めの別紙資料の表のとおり、4つです。別紙資料の1、市内小学校の通常学級及び特別支援学級で、教科用図書として令和8年度も本年度から継続して使用する文部科学省検定済み教科書の採択について、2、市内中学校の通常学級及び特別支援学級で、小学校と同様に令和8年度も本年度から継続して使用する文部科学省検定済み教科書の採択について、3、市内小中学校の特別支援学級で教科用図書として使用する学校教育法の附則第9条に規定された一般図書のうち、令和8年度も本年度から継続して教科用図書として使用する一般図書の採択について、4、同じく特別支援学級で教科用図書として使用する一般図書のうち、令和8年度から新たに採用しようとする一般図書の採択についての4つです。

この後、それぞれご説明いたしますので、審議をお願いいたします。

教育長

それでは、ここままで一旦切りたいと思います。

表の1、2、3、4とありますが、ここまでの説明で何か質問等ございますか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長

では、別紙資料のように、大きく4つに分かれているということでございますが、事務局の説明のとおり、表の1と2は小中学校ということで関連していますので、1と2を一くくりにして、1、2で1つ、3で1つ、4で1つということで、3つに分割して審議したいと思います。議決は一括で行いますので、それよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長

それでは、表の1について審議したいと思いますので、事務局から1について説明をお願いします。

子ども教育課長 それでは、初めに、市内小中学校の授業で教科用図書として使用する文部科学省検定済み教科書の採択についてです。

別紙資料、1枚めくっていただいて、選定資料1、その裏にある選定資料2をご覧ください。選定資料1と2に記載されている教科用図書は、小中学校共に、現在使用している教科用図書と同一です。

選定資料1の小学校の教科用図書は令和5年度に、選定資料2の中学校の教科用図書は昨年度に、委員の皆様実際に手に取っていただき、審議し採択された教科書でございます。

同一の教科用図書を採択する期間については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に4年とすると定められておりますので、小学校の教科用図書については令和6年度から令和9年度まで、中学校の教科用図書については令和7年度から令和10年度まで同一の教科書を採択することとなります。

ただ、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に、毎年度採択するものと規定されておりますので、改めて選定資料1と2の一覧表のとおり、小学校、中学校共に今年度と同一の教科用図書を令和8年度に使用する教科用図書として採択していただきたく、ご審議をお願いいたします。

教育長 よろしいでしょうか。何かご質問等ありませんか。

それでは私から。4年間の途中で、去年度のものと同じものでも毎年採択ということですが、去年度と違うものを採択するということは想定としてありますか。

子ども教育課長。

子ども教育課長 実際にはほとんどございませんが、例えば、出版会社が倒産してしまって教科書が供給できなくなるとか、社会情勢に大きな変化があって教科書採択の公平性が保てなくなる、ということは想定できると思います。

教育長 分かりました。

その他よろしいですか、質疑。

(「はい。」の声あり)

教育長 それでは、表の3について、次に説明をお願いいたします。

子ども教育課長 それでは、学校教育法の附則第9条で規定されております、特別支援学級で使用する一般図書の採択についてです。

特別支援学級で使用する一般図書につきましては、学校教育法の施行規則第139条により、教科によって当該学年用の文部科学省検定済み教科書を使用することが適当ではない場合、ほかの適切な教科用図書を使用することができる旨が定められております。

また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に規定されている、同一の教科用図書を採択する期間は4年間が除外されておりますので、児童生徒の障害の種類、特性に応じて毎年度採択を行うこととなっております。

先ほどのホチキス留めの資料の選定資料3、2枚両面刷りで、4ページ分をご覧ください。資料の一番右側の列、備考欄に白い丸がついている図書については、昨年度の本定例会において採択していただき、山武地区で共同採択されている一般図書でございます。本市小中学校に在籍する児童生徒が令和8年度に使用する可能性もございますので、こちらについては、本年度に引き続き来年度も採択していただきたく、ご審議をお願いいたします。

教育長 それでは、表の3、選定資料3になりますけれども、何か質問等ございますでしょうか。

相葉委員。

相葉委員 障害を持っている子供によって、図書が変わっていくということでしたが、学校によって児童の障害の程度は違いますよね。これは学校によって、図書が違うということですか。

教育長 子ども教育課長。

子ども教育課長 学校によってというより、そのお子さん一人一人によって違いますので、極端な例を申し上げれば、同じ学校の中でも、AさんとBさんは違う教科書を採択することも可能ではございます。

相葉委員 分かりました。

教育長 ということは、使われた教科書が無償措置されると。1冊だけということですよ。

子ども教育課長。

子ども教育課長 そのとおりでございます。
ただ、実際に本市においては、今年度昨年度と調べましたところ、この特別な教科書を配付されている児童、生徒はおりません。

教育長 この２年間はほかの通常学級の皆さんと同じ教科書を使っているということでよろしいですか。
子ども教育課長。

子ども教育課長 当該学年の教科書は配付されております。ただ、特別支援学級等においては、前年度に配付された１つ下の学年、あるいは、その前の学年の教科書を使って勉強していることは実際にあります。

教育長 そのほか質問よろしいでしょうか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長 それでは、表の４について説明をお願いいたします。

子ども教育課長 それでは、もう１枚めくっていただいて、選定資料４をご覧ください。

先ほどご覧いただいた選定資料３のうち、黄色の網かけがかかっていた部分を抜き出した９冊でございます。この９冊は、教科用図書山武地区採択地区協議会が、令和８年度、来年度に新たに使用できるよう選定した図書でございます。

選定資料４の後のページには、この９冊のそれぞれの特徴が記載されております。

この９冊につきましては、実際に見本の本をご用意しましたので、お手に取っていただき、中を確認し、令和８年度用の新たな教科用図書として採択することについてご審議をお願いいたします。

見本本を準備いたしますので、少々お待ちください。

教育長 では、しばらく時間、二、三分、ざっと見ていただいてよろしいでしょうか。

子ども教育課長、この選定資料の後ろに書いてあるのは、これの解説ということですよ。

子ども教育課長 はい。

鈴木委員 これは、入学、進級してきた児童、生徒を見た先生が、この本が必要だからくださいという段取りでしょうか。

教育長 子ども教育課長。

子ども教育課長 正式には、次年度になる前の段階で、学校あるいは教育委員会が、親御さん、お子さんとどちらがより適切かという相談をし、合意した上で、一般の教科書は配付されず、こちらの特別な教科書が配付されるということになります。

鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 では、そろそろよろしいでしょうか。
北田委員。

北田委員 先ほど課長の説明から、過去2年間ほど、中学校では実際にこの教科書を使った実績がないというようなお話がありましたが、一般の教科書を使っている理由というのは何かありますか。

教育長 子ども教育課長。

子ども教育課長 まず、今見ていただいているのは、特別支援学級用の教科書であると同時に、県立の特別支援学校でも使用できる教科書でございます。

ですので、例えば、知的障害を例にしますと、県立支援学校よりも、市立の義務の小中学校にいますお子さんは障害の程度が軽いと判断されますので、ほかのお子さんと同じ当該学年の教科書を使うこともありますし、先ほど説明した1つ下、2つ下の学年の教科書を使用することもあります。

また、一般のお子さんでもそうですが、検定教科書以外に補助教材、例えば、資料集であるとか、ドリルであるとか、あるいは新聞記事であるとかを使って授業を実際にはしますので、それぞれのお子さんに合わせて補助教材を準備した形で、教科書をメインに授業を進めているのが現状です。

教育長 鈴木委員。

鈴木委員 これは、県立の支援学校の方が使うことが多い教科書ということですか。

教育長 子ども教育課長。

子ども教育課長 県立の支援学校で使っていることもあります。また、県立の支援学校であっても、いわゆる検定の教科書を使っているお子さんもおります。

また、県内においては、義務の特別支援学級の中で、今お手元にある、そのような一般図書を使用している例もありますので、特別支援教育は個別のオーダーメイドの授業で、そのお子さんの特性に合わせて学習を進めている状態でございます。

教育長 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

ないようでしたら、議案第1号、この表の1から4まで一括でお諮りをいたします。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長 では、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 報告事項

○報告第1号

教育長 続いて、日程第5、報告事項に入ります。

報告第1号、令和7年度山武市少年海外派遣支援事業についてです。

事務局から報告をお願いします。

生涯学習課長。

生涯学習課長 報告第1号、令和7年度山武市少年海外派遣支援事業について説明をさせていただきます。

資料の4ページをご覧ください。当事業につきましては、5月

作文、面接選考の結果、高校生 1 名、中学生15名の合計16名、男女別では、男子 6 名、女子10名が決定し、7 月 2 日水曜日に、市長、教育長に出席いただき、派遣団の結団式と第 1 回の研修会を行いました。

ニュージーランドでの旅程については、資料のとおりでございます。出発式については、8月16日土曜日15時から市役所大会議室で行います。委員の皆様には、本日の事前説明時にて出発式のご案内をさせていただきましたので、ぜひご列席くださいますようお願いいたします。

説明は以上です。

それでは、ただいまの報告に対し質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、次に進みます。

報告第2号、令和7年度千葉県教育功労者表彰候補者の推薦についてです。

子ども教育課長。

※子ども教育課長から、資料に基づき内容を説明。

教育長 それでは、ここで非公開を閉じ、次に進みます。

○報告第3号

教育長 報告第3号、令和7年8月の行事予定についてです。
 ここから公開ということになります。
 こちらにつきましては、資料を事前に確認いただいていること
 から、事務局からの説明は省略させていただきます。
 行事予定について質問等ございますでしょうか。よろしいです
 か。

 (「はい。」の声あり)

○報告第4号

教育長 それでは、先に追加をしました報告第4号、山武市立図書館規模適正化計画（案）について、事務局から説明をお願いします。
 教育総務課長。

教育総務課長 私のほうから、報告第4号、山武市立図書館規模適正化計画（案）について報告をさせていただきます。
 令和7年教育委員会第5回定例会で議決を受け、社会教育委員へ諮問した山武市立図書館規模適正化計画（案）について、令和7年7月10日付で社会教育委員委員長より答申が提出されました。
 その答申を受け、山武市立図書館規模適正化計画（案）を一部修正しましたので、修正内容についてご報告をするものです。
 初めに、答申内容を説明いたします。報告4号別冊資料①答申、写しとなっているA4の1枚の書類を御覧ください。答申の内容は、多くの市の施設の維持管理は市の財政に大きな負担となっており、少子化や人口減少により、市民の社会教育施設の利用が減少することが見込まれている現状では、図書館3館を1館に集約することはやむを得ない状況である。しかし、図書館は、情報提供サービスのみならず、人と人との交流の拠点として機能が期待されることから、市民サービスの低下とならないよう、また、豊かな自然の中で豊かな心を醸成することができる施設となることを期待するとされています。
 要望事項といたしましては4点ございまして、集約後の山武・

松尾地域にも、人との交流が持てる居場所をつくり、移動手段のない方に配慮し、身近な場所で本に触れることができるよう検討すること。

2点目、移動図書館を導入する場合には、近隣市町村等の実績等も踏まえ、規模や運行計画を慎重に検討すること。

3点目、移動手段の問題に対する対応策といたしまして、市民ニーズの把握に努め、ICTの活用を検討すること。

4点目といたしまして、運用面として、可能な限り多くの蔵書を残すことができるよう、図書室の確保に努めるとともに、閲覧スペースや学習スペースについてもバランスよく配置するよう努め、カフェの併設等の設置など、新たなニーズを取り入れ、充実した図書館となるよう検討すること。

以上の4点が挙げられております。

次に、修正箇所です。本日お配りいたしました別冊資料②をご覧ください。

こちらの答申を受けまして、案の13ページから15ページを御覧いただけますでしょうか。こちらの5、図書館機能の維持の項目を一部修正しました。検討項目といたしまして、移動図書館を中心とした計画を、図書コーナー、移動図書館、電子図書館の3案を併記する形に修正をいたしました。

では、本日お配りしました別冊資料③の新旧対照表の、最初に4ページをご覧くださいでしょうか。A3の書類です。4ページ、朱書き部分が修正箇所になります。1案を3案に修正したことによりまして、先ほどの5、図書館機能の維持の項目の3行目、「移動図書館の導入を検討します」という箇所を、修正案、「以下のようなサービスの導入を検討します」という表記に修正をいたしました。

3案を併記した内容のうち、4ページ、(1) 図書コーナー、「移動手段のない方に配慮し、図書館に行かずとも図書の貸し借りができるよう、また、図書館から遠い地域であっても、子どもたちが本と出会える場所、人と人との交流が持てる居場所として、図書コーナーを設置し、図書館のサービスポイントとすることを検討します。現在導入している図書の予約システムから事前に予約した図書の貸出、返却受付を行うとともに、利用状況に合わせてスペース内の図書の変更などを実施します」。

次に、5ページをご覧ください。(2) 移動図書館、こちらは現行の計画案から修正がございませんので、そのまま記載してご

ざいます。

1か所、右の現行の上から8行目、「図書館の集約化と並行して」と記載がございましたが、こちらは削除いたしました。

飛びまして、次に7ページをご覧ください。（3）電子図書館、「移動手段の問題に対する対応策としてICTの活用は有効であると考えられます。限られた予算の中で紙媒体の図書と電子図書の両方を充実させることは難しい状況であることから、当初は対象を市内小・中学校に特化し、児童生徒の電子図書のリクエスト本に応えること、教職員が授業で使用する資史料や副教材として使用する図書等を購入することを検討します。これにより学校ごとに本をそろえる必要がなくなり、効率的に蔵書の充実を図ることができます。ネット社会に適応した児童生徒がまず電子図書館を学校や家庭で活用し、ニーズが高まれば一般利用者へ拡張することで段階的に電子図書館の充実を図ります」。

ここまでが、答申を受けて図書館機能の維持に追加した箇所になります。

次に、その他所要の修正を行いましたので、戻っていただいて、1ページをご覧くださいませでしょうか。上から5行目、現行のところでは、「図書館は0.484館となり、本来は0館となりますが、1館とします」と記載してあったものを、「図書館は0.484館相当となります」という表記に修正をいたしました。

次に、2ページをご覧ください。計画書8ページに集約先の検討というのがございます。こちらの（1）山武市の図書館の状況の一覧表の中で、2行目の松尾図書館の延床面積ですが、申し訳ございません。数値に誤りがございましたので、修正をさせていただきました。

また、この数値につきましては、公共施設マネジメントシステムの数値を使用しておりますので、表の下部に表記をさせていただきました。

続きまして、3ページをご覧ください。計画書の12ページになります。（3）集約方針ですが、現行の計画ですと、移動図書館のみを計画として記載しておりましたが、答申を受けまして、3案を併記することといたしましたので、5行目、「併せて、集約後もその機能を一定程度維持するため、移動図書館の導入を検討することとします」と書かれていましたが、こちらを全て削除いたしました。

こちらを削除したことに伴いまして、（5）の集約化のロード

マップのところ、一番右の丸の大きい1館体制の下に「移動図書館の導入」という記載がございましたが、こちらについても削除させていただきました。

以上が、山武市立図書館規模適正化計画（案）の一部修正となります。

なお、今後、今月の26日にございます行財政改革外部評価委員会の意見もいただきながら、8月の定例教育委員会でこちらの計画（案）について議案として提案させていただきまして、議決後は、議会へ計画書の案を報告した後に、9月にパブリックコメントを実施する予定であります。

なお、報告は以上となります。計画書（案）について何かご意見がありましたらお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

教育長

それでは、この案というのは、一般市民に対してこれでいいかと質問をするとき、つまりパブリックコメントをするときの案です。案は、我々、事務局が作ったものを承認するわけではなく、我々が作るということになりますので、今回意見があれば、意見を入れて我々で修正していくと。そして、次回もまた同じような流れで案を作っていく。2回に分けて作っていくという流れになっています。

今の時点で何か意見等があれば出していただいて、修正していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

北田委員。

北田委員

別冊資料③の修正案と現行のところの4ページ、図書館機能の維持ということで、図書館コーナーを設置し、とあり、蓮沼交流センターの例が出ていますが、例えば、本館を成東のほうにした場合に、ほかの、例えば、松尾あるいは山武の、図書コーナーの検討の余地はありますか。

教育長

そうしたほうがよければ、我々が作っていけばいいことでありますので、もし北田委員から意見があれば、そちらを加味して、事務局に直してもらいますので、北田委員がもし松尾を入れたほうがいいということであれば、事務局に作ってもらいます。これは事務局が考えて作るのではなく、こちらの考えで作ることですので、その点、ご承知おきください。

鈴木委員 山武もつくってほしいですと言えいいということでしょうか。

教育長 そういうことを加味して事務局に、もし修正があれば修正していただき、松尾も山武もそういうのをぜひ考えたいというのが委員としての考えですね。

そのほか何かございますか。

北田委員。

北田委員 できれば、ほかの地域についても、図書コーナーなるものを設置したほうがいいのではないかと個人的には考えます。

教育長 鈴木委員。

鈴木委員 図書コーナーというのは、予約した本をそこで受け取ったり返したりするコーナーという認識ですか。図書館とはどのような違いがあるのでしょうか。

教育長 それは今後どのようにもできると思いますね。具体的な計画をここに入れていくというよりも、そういったことを考えていき、サービスの導入を検討しますということを記載してありますので、今後、計画はこれで作ったら、その後に検討していくということでしょうから、具体的なことは書かなくても問題ありません。

鈴木委員 蓮沼だけでは、不公平になると思います。

教育長 「導入を検討します」ということで、こちらで考えれば問題ありません。図書コーナーの導入を検討しますということですから、検討していけばいいわけです。

鈴木委員。

鈴木委員 そこで図書コーナーをやったら、また人件費等かかりませんか。

教育長 検討すると記載した場合、そういった話が後でできますが、必ずやりますとここに記載した場合、やらなくてはならないということになりますので、検討しますと記載してはどうかということです。

相葉委員。

相葉委員 蓮沼の場合は、今まであった既存のものと全く同じ状態のものが図書コーナーとしてあるということですか。それとも、縮小したものにになりますか。

教育長 事務局として、蓮沼の今の状態が、ほかの図書館と同じものか違うものかをちょっと答えていただけるとありがたい。
図書館長。

図書館長 では、蓮沼の図書コーナーについてお答えいたします。あちらは、現在、公民館が管理するものになっております。建物は指定管理だと思いますが、蓮沼の交流センター内に公民館機能がございまして、その中で管理をしている状況です。

管理はそうなっておりますので、公共図書館とは違いまして、あくまで図書コーナーということで、山武市の成東、さんぶ、松尾の本も、蓮沼交流センターで受け取りはできる状況ですが、図書館システムは導入されておられません。

教育長 ということは、要するに、図書館として普通に貸出しがこっちと同じようにできるかということ、そうではないということですね。

図書館長 はい。蓮沼の地区の方が、東野圭吾のあの本を読みたいと言えば、蓮沼交流センターから図書館まで電話していただいて、図書館から交流センターまで図書をお届けし、用意ができたら取りに来ていただく。また、返却もできるという運用をしております。

教育長 ということは、蓮沼交流センターで今そういうのをやっているの、今後の選択肢として、松尾にもそういうのがつくれるかもしれない。そういうのを検討したらどうかという計画になるわけですね。

相葉委員 では、蓮沼の場合は、今までと同じ既存のものでこれを運用していく考え方ということですね。

教育長 それを今後検討していくということですね。
今後のことについては、細かいところはまだこの計画には入っていないので、それは今後の話で、成東に1館で集約するという

計画でいいかどうかというのが一番大きなところだと思いますので、それについては特に意見はよろしいですかね。

(「はい。」の声あり)

教育長

じゃ、次回また同じようなことをやりますので、次回までに何か自分で整えてきていただいて、意見があれば、その場で言っていて、修正があれば、修正した形で案を作っていきたいと思います。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長

それでは、次に進みたいと思います。

◎日程第6 その他

教育長

日程第6、その他です。

事務局からそのほか報告はありますか。

指導室長。

指導室長

前回、第6回の定例会において、報告第3号で令和6年度の長期欠席児童生徒の現状について報告させていただきました。その際に質問があったことについて、ここで報告させていただければと思います。

不登校児童生徒について把握した事実の中で、学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった割合が高かったことについて、コロナ禍前も同様だったかというご質問についてです。

コロナ禍前と今回の調査内容がちょっと変更になっているため、直接的な比較はできませんが、国の調査における不登校の要因、無気力・不安という割合が、公立小中学校で平成30年度は62%くらい、令和元年度は40%くらいということでございました。前回お示しした山武市の状況は36%ということでしたので、コロナ禍前とさほど変わりはなかったとも言えるかと思います。

続きまして、やる気が出ないとの相談があった項目について、何に対してやる気が出ないのか、分かれば教えてほしいというご質問でございました。

それについて、個々の回答に対しては、一つ一つ児童生徒に改めて聞くことはできませんでしたが、各学校に回答を求めたところ、確認できた内容としては、やる気が出ない等の相談というのは、複数回答の一つになっていることが多かったということでご

ざいます。ですので、ほかの把握した事実の中で、学業不振、生活リズムの不調や、家庭生活の変化、そういったものが理由の一つになり得るのかと思われます。

最後に、令和6年度の長欠者の出現率等、県の様子を知りたいというご質問についてですが、県の結果発表が例年10月頃になりますので、そちらについては、結果が出次第、ご報告させていただければと思います。

以上でございます。

教育長 木島委員ですかね。よろしいですか。

木島委員 結構増えているのではないかなということですがごく懸念していたのですが、数字をお聞きしたら、横ばいというか、減っているような状況なものですから、一安心ということで、また10月、県のほうの数値が出ましたら、教えていただければと思います。ありがとうございました。

教育長 では、また分かりやすい形でまとめていただいて、お示しいただければと思います。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長 それでは、以上をもちまして、教育委員会会議令和7年第7回定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

◎閉 会 午後2時45分